

ASSESSMENT

29 May 2026



コンタクト

Natasha Talisca
AdriantoAssociate Lead Analyst-Sustainable Finance
ムーディーズ・ジャパン株式会社
natashatalisca.adrianto@moodys.com**MJ Park**Associate Lead Analyst-Sustainable Finance
mj.park@moodys.com**Jing Li Yim**AVP-Sustainable Finance
jingli.yim@moodys.com**Swami Venkataraman,**
CFAAssociate MD – Sustainable Finance, Global
Head of Assessments
swami.venkat@moodys.com

三井不動産株式会社

発行後のセカンド・パーティー・オピニオン-2025年度のグリーンボンド・ローンに原則に適合

概要

ムーディーズは、対象とする業務の範囲内において、三井不動産株式会社（以下「三井不動産」）が、2024年5月に設定したグリーンファイナンスフレームワークに基づいて2025年度に発行したグリーンボンドおよび調達したグリーンローン（以下、これらを総称して「グリーンボンド・ローン」）についての評価を行った。

三井不動産は、グリーンボンド・ローンによる調達資金を、国際資本市場協会（ICMA）のグリーンボンド原則（GBP）2025、ローン・マーケット・アソシエーション、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション、ローン・シンジケーション&トレーディング・アソシエーション（LMA/APLMA/LSTA）のグリーンローン原則（GLP）2025の4つの核となる要素に沿って充当したとムーディーズは評価する。

したがって、グリーンボンド・ローンの原則との適合性は、三井不動産の2024年のグリーンファイナンスフレームワークと原則の適合性と同水準に達する。ムーディーズは、同フレームワークの持続可能性に関する意見を示す[セカンド・パーティー・オピニオン（SPO）](#)を2025年5月30日に公表している（詳細は付録1）。



本稿は2026年5月29日発行の英文版[Mitsui Fudosan Co., Ltd.:Post-issuance Second Party Opinion – Green Finance Instruments in Fiscal Year 2025 Aligned with Principles](#)の翻訳です。

対象

ムーディーズは、三井不動産が2025年度にグリーンボンド・ローンの調達資金の充当先について、ICMAのGBP 2025およびLMA/APLMA/LSTAのGLP 2025への適合性および2024年5月付けのグリーンファイナンスフレームワークで三井不動産が表明したコミットメントとの整合性を評価し、その意見を表明する発行後SPOを提供する。

ムーディーズの評価は、三井不動産の2026年3月31日時点の資金充当状況、2025年9月30日時点のインパクトレポーティング、2024年5月付けのグリーンファイナンスフレームワークに基づく。ムーディーズの意見は、これらの資料に記載された内容に対する現時点¹での評価と、公開情報および三井不動産が提供した非公開情報を考慮したものである。

ムーディーズによる意見は、保証、検証、または監査を構成するものではない。

本発行後SPOは、2025年10月発行の「[Assessment Framework: Second Party Opinions on Sustainable Debt](#)」（日本語版2025年11月発行「[サステナブルファイナンスに対するセカンド・パーティー・オピニオン](#)」）に基づき作成された。

発行体の概要

三井不動産株式会社（本社：東京）は、日本最大の総合不動産デベロッパーである。同社の2025年度の総資産額は約10.1兆円、営業収益は約2.7兆円であった。同社は不動産事業全体で多様な事業を展開しており、収益の約34%が賃貸、27%が分譲、19%がマネジメント、9%が施設営業、11%がその他のセグメントによるものである。²また、同社は日本およびアジア太平洋、北米、ヨーロッパを含む海外で事業を展開している。

三井不動産は、カーボン・トランジションに伴う環境リスクにさらされている。テナントのニーズや規制の進展により、三井不動産を含む不動産会社は、排出量の削減やエネルギー効率の向上を目的とした資産や取り組みに、今後も継続的な投資が求められる。三井不動産が特定した主要なサステナビリティ課題には、新築・既存物件における環境性能向上、建築時のCO2排出量削減、水使用や廃棄物などの環境汚染が含まれる。三井不動産は主要な課題への取り組みと2050年までのネットゼロ達成に向けた包括的なサステナビリティ戦略を策定した。

主なハイライト

- » 三井不動産は、2025年度におけるグリーンボンド・ローンによる調達資金を、ICMAのGBP 2025およびLMA/APLMA/LSTAのGLP 2025に準拠し、全額充当した
- » 資金が充当された建物は、三井不動産の2024年5月付けのグリーンファイナンスフレームワークに定められたグリーンビルディングの適格基準に適合している
- » 2025年度において、プロジェクトが当該適格基準を満たさなくなるような重要な変更や事例は確認されなかった
- » 調達資金は、ベストプラクティスに沿って24ヶ月以内に全額充当された

本件は信用格付付与の公表ではありません。文中にて言及されている信用格付については、ムーディーズのウェブサイト(<https://ratings.moody.com>)の発行体/案件のページで、最新の格付付与に関する情報および格付推移をご参照ください。

発行後のセカンド・パーティー・オピニオンの詳細な評価

- | | |
|--|--|
| ☒ Green Bond Principles (GBP) | ☒ Green Loan Principles (GLP) |
| ☐ Social Bond Principles (SBP) | ☐ Social Loan Principles (SLP) |
| ☐ Sustainability-Linked Bond Principles (SLBP) | ☐ Sustainability Linked Loan Principles (SLLP) |

2024年5月付けの三井不動産のグリーンファイナンスフレームワークに基づき2025年度に発行されたグリーンボンドおよび調達されたグリーンローンにつき、ムーディーズは、これらが、ICMAのGBP 2025、LMA/APLMA/LSTAのGLP 2025および三井不動産による発行前のコミットメントに適合すると考える。原則との適合の要素別の詳細な評価は以下の通り。

資金用途

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

2025年度において、三井不動産はグリーンボンドの発行およびグリーンローンの活用を通じてグリーンファイナンスを実施している。グリーンボンドは合計5件発行されており、これらはいずれも適格物件のリファイナンスのみに使用されている。2025年度に発行された三井不動産のグリーンボンドおよびグリーンローンの純調達資金は、同社の2024年5月付フレームワークにおいて定められた適格性基準に従い、グリーンビルディングカテゴリーに定義された適格資産に全額充当されている。これらの資金は、発行前のコミットメントに沿い、日本および米国に所在する建物のファイナンスおよび／またはリファイナンスのみに使用されている。資金が充当された適格プロジェクトは、明確で関連性が高く一貫した目的を有しており、当該便益は測定可能である点において、ムーディーズの発行前における期待に沿うものである。

三井不動産は、発行前に資金を特定の建物のリファイナンスに充当する旨を開示しており、発行後の資金充当は当該開示内容と整合している。当該リファイナンスに係るルックバック期間は、フレームワークにおいて明示されていない。

- » **グリーンビルディング:** 2025年度に発行されたグリーンボンド（1,631億円）およびグリーンローン（1,115億円）による純調達資金は、グリーンビルディングカテゴリーにおける適格資産に充当されている。グリーンボンドによる資金は全額がリファイナンスに充当されている。グリーンボンドおよびグリーンローンのいずれについても未充当資金は存在しない。

Exhibit 1

2025年度のグリーンボンド・ローンによる調達資金の充当先

適格カテゴリー	物件	充当金額	充当日	未充当資金
グリーンボンド				
グリーンビルディング	MOP岡崎	200億円	2026年3月12日	- 億円
	ららぽーと安城	210億円	2026年3月12日	- 億円
	MOP木更津	33億円	2026年3月12日	- 億円
	50ハドソンヤード	1000億円	2025年5月29日	- 億円
	三井リンクラボ新木場1	50億円	2025年10月15日	- 億円
	三井リンクラボ新木場2	70億円	2025年10月15日	- 億円
	三井リンクラボ新木場3	68億円	2025年10月15日	- 億円
グリーンローン				
グリーンビルディング	銀座三井ビル	10億円	2026年3月31日	- 億円
	ららぽーと沼津	65億円	2026年3月31日	- 億円
	MFIP羽田	5億円	2026年3月31日	- 億円
	MFLP船橋 I	55億円	2026年3月31日	- 億円
	ララガーデン長町	10億円	2026年1月30日	- 億円
	三井住友銀行本店ビル	100億円	2025年6月30日	- 億円
	MOP仙台港	10億円	2025年7月31日	- 億円
	札幌三井JPビル	10億円	2025年7月31日	- 億円
	札幌三井JPビル	10億円	2025年7月31日	- 億円
	銀座三井ビル	10億円	2025年7月31日	- 億円
	MOP仙台港	5億円	2025年7月31日	- 億円
	札幌三井JPビル	110億円	2025年7月31日	- 億円
	MOP仙台港	40億円	2025年7月31日	- 億円
	ららぽーと柏の葉	50億円	2025年7月31日	- 億円
	ららぽーとEXPOCITY	50億円	2026年3月27日	- 億円
	三井住友銀行本店ビル	40億円	2025年9月30日	- 億円
	銀座三井ビル	5億円	2025年9月30日	- 億円
	ららぽーと柏の葉	75億円	2025年9月30日	- 億円
	MFLP船橋 I	200億円	2025年9月30日	- 億円
	MFIP羽田	20億円	2026年3月31日	- 億円
	ららぽーと沼津	200億円	2026年3月31日	- 億円
	ララガーデン長町	30億円	2026年3月13日	- 億円
	MFLP船橋 I	5億円	2025年12月24日	- 億円

Source: 出所: 三井不動産の2026年3月31日時点の資金充当状況

プロジェクトの評価と選定のプロセス

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

三井不動産のプロジェクトの評価および選定に係る意思決定プロセスは、2024年5月付けのフレームワークに示されているとおり、明確に構築されている。同社は、当該評価および選定プロセスに従っていること、および当該プロセスに変更がないことを確認している。発行前のコミットメントに沿い、ESGに関する活動の推進を総括する部門および経理部は、適格基準に照らして適格プロジェクトの審査を実施している。当該プロセスは、少なくとも年に一度以上、ESG推進委員会（代表取締役社長執行委員を委員長とし、同社の各事業エリアを所管する担当執行役員および本部長から構成される）によって評価される。最終的なプロジェクトの選定は、経理部関係業務を担当する担当執行役員により行われる。

同社は、債券またはローンの存続期間を通して、プロジェクトが適格基準および除外基準に継続的に準拠しているかどうかのモニタリングを行っていることを確認している。プロジェクトが適格基準を満たさなくなった場合、資金は速やかに他の適格プロジェクトへ充当される。さらに、同社は、2025年度において、プロジェクトが適格基準を満たさなくなる重大な事象または事例は発生していないことを確認している。

調達資金の管理

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

三井不動産は、2024年5月付のフレームワークにおいて詳細に示されているとおり、調達資金の管理および充当に関するプロセスのすべての要素が変更されていないことを確認している。同社は調達資金の管理と充当のプロセスを明確に定義している。調達された資金は一般口座に入金され、追跡される。加えて、調達資金は、調達資金の総額が適格プロジェクトに充当された金額の総額を上回らないことを確認するため、内部システムを通じて年次でモニタリングされる。

調達資金は24か月以内に適格プロジェクトに全額充当されている。未充当資金は、フレームワークにおいて開示されているとおり、現金および現金同等物として一時的に保有される。2025年度におけるグリーンボンドおよびグリーンローンについては、未充当資金は存在しない。事業の売却又は延期が生じた場合には、三井不動産は引き続きフレームワークに則り、資金を他の適格プロジェクトに充当することをコミットしている。

レポーティング

不適合

一部適合

適合

ベストプラクティス

三井不動産は、調達資金の充当および関連する環境便益について、債券・ローンが満期を迎えるまで年次でレポーティングを行い、また重要な進展があった場合にも適時に報告している。レポートは同社のウェブサイトで公表されている。レポーティングは、プロジェクトの説明、調達資金の管理の詳細、および明確に関連性のある環境報告指標を含む網羅的な内容となっている。また、環境インパクトの報告に用いられる算定方法および前提は公開されている。

三井不動産の2025年度のインパクトレポートには、2025年9月30日までに資金が充当された適格プロジェクト（銀座三井ビル、三井住友銀行本店ビルおよび50ハドソンヤードを含む）のインパクトの詳細が含まれている（図表2参照）。同日以降に資金が充当された適格プロジェクトに係るインパクト指標は、翌年度のレポートにおいて開示される予定である。

三井不動産は、発行前にリファイナンスの比率を開示しており、当該情報は公開されている。同社はリファイナンス比率をレポートに含めることを確約していないものの、当該情報は債券・ローンの法定書類・契約書類等を通じて投資家に伝えられる。また、同社は資金管理に関する独立した第三者によるレビューを取得するというコミットメントを履行しており、当該外部レビューの範囲には環境便益も含まれている。

Exhibit 2

インパクト指標と報告された実際のインパクトのレビュー

適格カテゴリー別

適格カテゴリー	物件	所在地	インパクト指標	インパクト	コメント
グリーンビルディング	銀座三井ビルディング	日本	- CO2等のトンによる温室効果ガス（GHG）排出量 - 水使用量 - エネルギー使用量 - 適格グリーンプロジェクトの認証の種類およびレベル	DBJ Green Building認証（4つ星）	インパクトレポートは2025年9月30日時点のものである。そのため、同日以降に資金充当された物件に関連するインパクトは、現時点では報告されていない。
	三井住友銀行本店ビルディング	日本		DBJ Green Building認証（4つ星）	GHG排出量、水使用量およびエネルギー使用量は、ポートフォリオ全体レベルで開示されている。発行体は、発行前のコミットメントおよび年次報告の慣行に基づき、ポートフォリオレベルのインパクトデータを2026年8月に更新する予定であることを確認している。
	50ハドソンヤード	米国		LEED Gold 認証	

出所: 三井不動産の2025年9月30日時点のインパクトレポート、2026年3月31日時点の資金充当状況、Moody's Ratings

付録1 - 三井不動産の2024年付けのグリーンファイナンスフレームワークおよび2025年度のグリーンボンド・ローンに関する原則との適合性スコアカード

原則との適合			2024年フレームワーク			2025年度グリーンボンド・ローン		
要因	サブ要因	構成要素	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア	構成要素のスコア	サブ要因のスコア	要因のスコア
資金使途	適格カテゴリーの明確性	支出の性質	A	適合	適合	A	適合	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	A			A		
		プロジェクトの所在地	A			A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、プロジェクトの内容の定義および適格基準と除外基準	No			No		
	目標の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、目標とプロジェクトカテゴリーの関連性	A	ベストプラクティス	適合	A	ベストプラクティス	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、基準とプロジェクトカテゴリーの整合性	A			A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、目標の説明、関連性、整合性がある	Yes			Yes		
	期待される便益の明確性	ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明と関連性	A	適合	適合	A	適合	適合
		ほぼすべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性	A			A		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の説明がある	Yes			Yes		
		BP:すべてのカテゴリーに関する、期待される便益の測定可能性がある	Yes			Yes		
		BP:発行前および資金充当後のレポーティングにおけるリファイナンスに関する情報開示	Yes			Yes		
		BP:発行前におけるリファイナンスのルックバック期間の開示に関する確約	No			No		
プロジェクトの評価と選定のプロセス		適格プロジェクトを選定およびモニタリングするプロセスの透明性と明確性	プロセスの明確性			A		
プロセスの開示	A	A						
環境・社会リスク低減プロセスの透明性	A	A						
BP: プロジェクトの継続的なコンプライアンスのモニタリング	Yes	Yes						
調達資金の管理	調達資金の充当と追跡	資金の追跡	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		資金配分に沿った定期的な資金の調整	A			A		
		未充当資金の一時的な使途に関する開示	A			A		
		BP: 資金管理プロセスに関する開示	Yes			Yes		
		BP: 資金充当期間が24カ月以内	Yes			Yes		
レポーティング	レポーティングの透明性	レポーティング頻度	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス	A	ベストプラクティス	ベストプラクティス
		レポーティング期間	A			A		
		レポーティングに関する開示	A			A		
		レポーティングの網羅性	A			A		
		BP:少なくとも資金全額が充当されるまでの資金充当レポートおよび償還期限ないしローン返済期限までのインパクト・レポート	Yes			Yes		
		BP: サステナビリティの便益に関する指標の明確性と関連性	Yes			Yes		
		BP: レポーティング手法と指標算出における想定の開示	Yes			Yes		
		BP:独立監査人またはその他の第三者機関による、資金の追跡と充当に関する保証	Yes			Yes		
BP: 環境・社会面の便益に対する独立的なインパクト評価	Yes	Yes						
フレームワークの適合:					適合	ボンド・ローンの適合:		適合

BP-ベストプラクティス、A-適合、PA-一部適合、NA-不適合

Endnotes

- 1 同評価が付与された日付あるいは更新の日付を指す。
- 2 [2026年3月期決算説明資料](#)、三井不動産、2026年3月。

ムーディーズは、ICMAのグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドに係る外部評価ガイドライン及びLSTA/LMA/APLMAのグリーンローン、ソーシャルローン、サステナビリティローン及びサステナビリティ・リンク・ローンに係る外部評価ガイダンスの主な指針に沿ってSPOを付与しています。但し、ムーディーズの実務は、これらの文書で推奨されている実務とはいくつかの点で異なる場合があります。ムーディーズによるSPO付与のアプローチは、ムーディーズの本評価フレームワークに記載されており、ムーディーズ・ジャパン株式会社の「職務行動規範」に規定される倫理及び職務原則に服します。

セカンド・パーティー・オピニオン（ムーディーズ・インベスターズ・サービスの「格付記号と定義」において定義されています。）に関する追加条項：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。シンガポールを含む多くの法域において、SPOの発行は規制対象行為ではありません。日本：日本において、SPOの作成及び提供は「関連業務」であり、「信用格付業」には該当せず、日本の金融商品取引法及びその関連規則に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。中国：いかなるSPOも、（1）中国の関連法令において定義される中国グリーンボンド評価にも該当せず、（2）いかなる登録書類、中国の規制当局に提出される募集案内、目録見書若しくはその他の文書に含め、又はその他の方法により、中国における規制上の開示要件を満たすために使用することはできず、（3）いかなる規制上の目的又は中国の関連法令に基づき認められないその他の目的のためにも、中国内で使用することはできません。この免責条項において、「中国」とは、香港、マカオ及び台湾を除く、中華人民共和国の本土を意味します。

(C)2026年 Moody's Corporation、Moody's Investors Service, Inc.、Moody's Analytics, Inc. 並びに（又は）これらの者のライセンサー及び関連会社（以下総称して「ムーディーズ」といいます。）無断複写・転載を禁じます。

ムーディーズの信用格付を行う関連会社により付与される信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の相対的な将来の信用リスクについての、ムーディーズの現時点での意見です。ムーディーズが提供又は使用可能とする資料、製品、サービス及び公開情報（以下総称して「資料」といいます。）は、ムーディーズの現時点における意見を含むことがあります。

ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約における財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由又は経済的損害（インベアメント）が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。ムーディーズの信用格付において言及された、契約における財務上の義務の類型に関する情報については、ムーディーズの刊行物である「格付記号と定義」の該当する箇所をご参照ください。信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。信用格付、非信用評価（以下「評価」といいます。）及びムーディーズの資料に含まれているその他の意見は、現在又は過去の事実を示すものではありません。ムーディーズの資料はまた、定量的モデルに基づく信用リスクの評価及びMoody's Analytics, Inc.及び/又はその関連会社が公表する関連意見又は解説を含むことがあります。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、法律、コンプライアンス、投資、財務又はその他に関する専門家の助言を構成又は提供するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は特定の証券の購入、売却又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、特定の投資家にとっての投資の適切性について論評するものではありません。ムーディーズは、各投資家が、相当の注意をもって、購入、保有又は売却を検討する各証券について投資家自身で研究・評価するという期待及び理解の下で、信用格付を付与し、評価を行い、その他の意見を述べ、自社の資料を提供又は使用可能とします。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、個人投資家の利用を意図しておらず、個人投資家が投資判断を行う際にムーディーズの信用格付、評価、その他の意見又は資料を利用することは、慎重を欠く不適切な行為です。もし、疑問がある場合には、ご自身のフィナンシャル・アドバイザーその他の専門家にご相談することを推奨します。

ここに記載する情報はすべて、著作権法を含む法律により保護されており、いかなる者も、いかなる形式若しくは方法又は手段によっても、全部か一部かを問わずこれらの情報を、ムーディーズの事前の書面による同意なく、複製その他の方法により再製、リパッケージ、転送、譲渡、頒布、配布又は転売することはできず、また、これらの目的で再使用するために保管することはできません。明確化のために付言すると、ここに記載されるいかなる情報も、ソフトウェアプログラム若しくはデータベースの開発、改良、訓練又は再訓練のために使用することはできません。これには、人工知能、機械学習、自然言語処理ソフトウェア、アルゴリズム、方法論及び/又は型式が含まれますが、これらに限定されません。

ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、規制目的で定義される指標（ベンチマーク）としてのいかなる者による使用も意図しておらず、これらが指標（ベンチマーク）と見なされる結果を生じるおそれのあるいかなる方法によっても使用してはならないものとします。

ここに記載する情報は、すべてムーディーズが正確かつ信頼しうると考える情報源から入手したものです。しかし、人的及び機械的誤りが存在する可能性並びにその他の事情により、ムーディーズはこれらの情報をいかなる種類の保証も付すことなく「現状有姿」で提供しています。ムーディーズは、信用格付又は評価を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであること（独立した第三者がこの情報源に該当する場合もあります）を確保するため、すべての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、信用格付又は評価の過程で又は自社の資料の作成に際して受領した情報の正確性及び有効性について常に独自に確認することはできません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、いかなる者又は法人に対しても、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連するあらゆる間接的、特別の、派生的又は付随的な損失又は損害に対して、ムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー又はサプライヤーのいずれかが事前に当該損失又は損害（(a)現在若しくは将来の利益の喪失、又は(b)関連する金融商品が、ムーディーズが付与する特定の信用格付又は評価の対象ではない場合に生じるあらゆる損失若しくは損害を含むがこれに限定されない）の可能性について助言を受けていた場合においても、責任を負いません。

法律が許容する範囲において、ムーディーズ及びその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー及びサプライヤーは、ここに記載する情報又は当該情報の使用若しくは使用が不可能であることに起因又は関連していかなる者又は法人に生じたいかなる直接的又は補償的損失又は損害に対しても、それらがムーディーズ又はその取締役、役職員、代理人、代表者、ライセンサー若しくはサプライヤーのうちいずれかの側の過失によるもの（但し、詐欺、故意による違反行為、又は、疑義を避けるために付言すると法により排除し得ない、その他の種類の責任を除く）、あるいはそれらの者の支配力の範囲内外における偶発事象によるものである場合を含め、責任を負いません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、信用格付、評価、その他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行いません。

Moody's Corporation（以下「MCO」といいます。）が全額出資する信用格付会社であるMoody's Investors Service, Inc.は、同社が格付を行っている負債証券（社債、地方債、債券、手形及びCPを含みます）及び優先株式の発行者の大部分が、Moody's Investors Service, Inc.が行う信用格付意見・サービスに対して、信用格付の付与に先立ち、Moody's Investors Service, Inc.に対して償を支払うことに同意していることを、ここに開示します。また、MCO及び「Moody's Rating」のブランド名（以下「Moody's Ratings」といいます。）の下で格付を公表するすべてのMCO関連会社は、Moody's Ratingsの信用格付及び信用格付過程の独立性を確保するための方針と手続を整備しています。MCOの取締役と格付対象会社との間、及び、Moody's Investors Service, Inc.から信用格付を付与され、かつMCOの株式の5%以上を保有していることをSECに公式に報告している会社間に存在し得る特定の利害関係に関する情報は、ムーディーズのウェブサイト ir.moodysc.com の「Investor Relations」にある「Corporate Governance」内の「Charter and Governance Documents」に、「Director and Shareholder Affiliation Policy」という表題で、毎年掲載されます。

ムーディーズSFジャパン株式会社、Moody's Local AR Agente de Calificación de Riesgo S.A.、Moody's Local BR Agência de Classificação de Risco LTDA、Moody's Local MX S.A. de C.V.、I.C.V.、Moody's Local PE Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local PA Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local CR Clasificadora de Riesgo S.A.、Moody's Local ES S.A. de CV Clasificadora de Riesgo、Moody's Local RD Sociedad Clasificadora de Riesgo S.R.L.、及びMoody's Local GT S.A.（以下総称して「ムーディーズのNRSROではない信用格付会社」といいます。）は、すべてMCOの間接的完全所有子会社である信用格付会社です。ムーディーズのNRSROではない信用格付会社はいずれも全米で認知された統計的格付機関（NRSRO）ではありません。

オーストラリア専用の追加条項：この文書のオーストラリアでの発行は、ムーディーズの関連会社であるMoody's Investors Service Pty Limited ABN 61 003 399 657（オーストラリア金融サービス認可番号336969）及び（又は）Moody's Analytics Australia Pty Ltd ABN 94 105 136 972（オーストラリア金融サービス認可番号383569）（該当する者）のオーストラリア金融サービス認可に基づき行われます。この文書は2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「ホールセール顧客」のみへの提供を意図したものです。オーストラリア国内からこの文書に継続的にアクセスした場合、貴殿は、ムーディーズに対して、貴殿が「ホールセール顧客」であること又は「ホールセール顧客」の代表者としてこの文書にアクセスしていること、及び、貴殿又は貴殿が代表する法人が、直接又は間接的に、この文書又はその内容を2001年会社法第761G条の定める意味の範囲内における「リテール顧客」に配布しないことを表明したこととなります。ムーディーズの信用格付は、発行者の債務の信用力についての意見であり、発行者のエクイティ証券又は個人投資家が取得可能なその他の形式の証券について意見を述べるものではありません。

インド専用の追加条項：ムーディーズの信用格付、評価、その他の意見及び資料は、インドの証券取引所に上場されている又は上場が提案されている証券に関して、インドに所在するユーザが依拠又は使用することを意図したのではなく、また依拠又は使用するものではありません。

セカンド・パーティー・オピニオン及びネットゼロ・アセスメントに関する追加条項（「格付記号と定義」にて定義されています）：セカンド・パーティー・オピニオン（以下「SPO」といいます。）及びネットゼロ・アセスメント（以下「NZA」といいます。）は「信用格付」ではないことにご注意ください。SPO及びNZAの発行は、シンガポールを含む多くの法域では規制対象外の活動です。欧州連合（EU）：欧州連合では、Moody's Deutschland GmbH及びMoody's France SASがEUグリーンボンド規則の適用規定に従い、それぞれ外部検証者としてサービスを提供しています。日本：日本におけるSPO及びNZAの開発及び提供は「信用格付業」ではなく「付随事業」に該当し、同国の金融商品取引法及び関連法令に基づく「信用格付業」に適用される規制の対象外です。

PRC：いかなるSPOも、（1）PRCの関連法令で定義されるPRCのグリーンボンドアセスメントに該当せず、（2）PRC規制当局に提出する登録届出書、募集要項、目論見書その他の文書に記載することはできず、又はPRC規制の開示要件を満たすために使用することはできず、及び（3）PRC内で規制目的のために又はPRCの関連法令で認められていないその他の目的のために使用することはできません。本免責条項の目的において、「PRC」とは、香港、マカオ、及び台湾を除く中華人民共和国本土をいいます。

レポート番号 1486275